

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

No.2449

特集Ⅰ

手元足元に要注意 5Sで安全を確保

要注カード使い勘所教える

全溶

特集Ⅱ

ホワイト物流事例

業務時間見直し 1コース複数で

セイリョウ/ NEXT Logistics Japan

ニュース

新規化学物質 届出を原則電子化へ

厚労省 DXの推進受けて

労働災害動画 配信しています!

安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

↓コチラから



5
/
1

2024

■ 災害のあらまし ■

自社の最寄り駅で、社員Aが新商品のキャンペーン案内を行っていたところ、行人から「邪魔だ」と言われ、故意にキャリアケースをぶつけられて転倒。ぶつけられた足と転倒の際に強打した腕を負傷した。行人はそのまま立ち去ってしまい、どこの誰であるか特定はできなかった。

■ 判断 ■

自社から離れた場所での負傷であったが、勤務時間中に業務指示に従ったものであり、突然のトラブルは予期することは難しく、故意にぶつけられたものをとっさに避けられない状況だったことから、業務上と判断された。

■ 解説 ■

勤務時間中のケガは一般的に業務上と判断される。それは、労働者が業務に就いている状態（業務行為中・業務に付随する行為中）である業務遂行性と、業務と災害、災害と傷病などとの因果関係を証明する業務起因性が分かりやすいためだ。業務遂行性と業務起因性、この2つの要素が認められない限り、業務上災害とはならない。

社員Aは通常自社内で事務作業に従事しているが、今回のケースでは、違う場所、違う業務中に負傷した。しかし、会社から指定された場所であり、業務内容も会社からの指示であることは明白であり、業務遂行性に問題はない。一方、ケガをした要因だが、突然の予期せぬ行人とのトラブルでの負傷である。この場合、どんな状況であったのかを詳しく確認する必要がある。

Aの場合は、行人に「邪魔だ」と言われたうえで故意にキャリアケースをぶつけ

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21
社会保険労務士 小泉事務所
東京会

所長 小泉 正典

第364回

られた。避けようにも避けきれなかったことから、業務起因性が認められ「業務上」となった。故意であるかどうかについてはAの主観となるが、仮に故意でなかったとしても、Aが避けきれずに負傷したとなれば業務上であると認められる可能性が高い。ただし、「邪魔だ」と言われたことにAが反論し、喧嘩となり、その結果負傷した場合には、本人が積極的に関与しにいったとみなされ、私的、恣意的行為として、「業務外」となってしまう場合もあるため注意が必要となる。

他人の故意に基づく暴力による負傷の取り扱いについては、「業務に従事している場合又は通勤途上である場合において被った負傷であって、他人の故意に基づく暴行によるものについては、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因する又は通勤によるものと推定することとする」（基発0723第12号）という通達に基づいた判断となる。

また、他人の故意に基づく暴力による負傷の場合は、第三者行為災害となる。代表的なものは交通事故であるが、労災給付の原因が第三者の行為などによって生じた災害のことで、過失割合に応じて政府から原因となった第三者（このケースでは通行人）へ損害賠償請求（求償という）をされる場合がある。労災申請を行う場合は、第三者行為災害届という別紙の提出が必要だ。そこにケガをした際の状況や過失割合を記載するが、被災者の主観で記載して構わない。なお、ここでA（または会社）と通行人とで示談を行い、示談額以外のすべての損害賠償請求権を放棄した場合、労災申請は行えない。そのため、Aの休業が長引き、示談額を超える損害が生じた場合や、実は



労災給付の額のほうが大きかったからと後から申請することはできず、労災保険からの給付は一切行われなくなる。示談をする場合は負傷具合や休業見込みなどを勘案し慎重に行うことが重要だ。また示談を行った場合は示談書の写しを提出する必要がある。なお、第三者による暴行傷害の場合は、別途、第三者による暴行傷害事故報告書の提出を求められる場合がある。第三者行為災害届にも前述の報告書にも相手方の記載をする必要があるが、例えば今回のように通行人が特定できない場合は、記載なしまたは不明とし提出することが可能だ。報告書には、災害を受ける直前の業務中の行動や、第三者が暴行を加えたときの状況について、また、第三者との面識や関係について詳細を記載し、私的怨恨に基づくもの、自招行為による負傷でないかどうかを確認される。

キャンペーン案内だけに限らないが、自社PRのためとはいえ、通行人の妨げとなるような手法だとトラブルとなりやすい。社員を守るためにも、その活動などの範囲が適切であるかよく確認をしておくことも大切である。

www.srup21.or.jp